

副会長	理	事	局長	次長	部長	課長	係長
佐藤							
		名 副 木 大					

日医発第 809 号 (健Ⅱ)  
令和 4 年 7 月 28 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知協力方依頼がありました。

本事務連絡は、開発が進められているオミクロン株対応ワクチンによる接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえ、予防接種法上に位置づけられた場合に想定される留意事項を連絡するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 実施やその対象者、接種間隔等の接種方法について、引き続き審議されること。
- オミクロン株対応ワクチン接種に係る体制確保に必要な費用については、引き続き、国が全額を負担する方針であること。
- 新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間は令和 4 年 9 月 30 日までとされているが、オミクロン株対応ワクチン接種実施に当たっては、既存のワクチンの接種からの間隔等も踏まえ、延長する方向で調整されていること。
- 自治体は、今年秋以降、初回接種を完了した全ての住民を対象にオミクロン株対応ワクチン接種を開始することも想定して、接種券発送の準備を進めること。
- オミクロン株対応ワクチン接種を行う際、すでに印刷又は送付されている 3・4 回目接種用接種券も使用可能とすることが想定されているため、自治体においては、4 回目接種が完了している者及び 3 回目接種が完了しているが 4 回目接種用接種券を送付していない者の分の接種券の準備について進めておくことが考えられること。
- 基本的には「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8. 2 版）」（令和 4 年 7 月 26 日付日医発第 779 号（健Ⅱ）参照）第 5 章「追加接種（3 回目接種、4 回目接種）」と同様の運用が想定されていること。
- 接種券及び接種済証の様式については、本人にとって 5 回目の接種を行うこととなる被接種者がいることから、回数欄を「5」と印字する場合は生じること。予診票については、様式変更は予定されていないこと。

（＜参考：オミクロン株対応ワクチン接種に係る各様式の仕様＞参照）

